

令和5年度

伊勢志摩国立公園横山駐車場渋滞緩和対策検討業務

特記仕様書

環境省中部地方環境事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。
なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載している最新版を適用し、アドレスは以下のとおりである。
http://https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html
2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 設計対象範囲

本業務の設計範囲は、伊勢志摩国立公園横山集団施設地区であり、別途図面に示す範囲とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和5年11月30日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者
 1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
 2. 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 3. 国土交通省登録技術者資格
 4. R C C M（都市計画及び地方計画）、
 5. 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）
- ②下記の実績を有する者
 1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。
また、本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者
 1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
 2. 技術士（建設部門（都市及び地方計画））
 3. 国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で照査技術者の位置づけがある場合】
 4. R C C M（都市計画及び地方計画）（上記3.を除く）
 5. 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）（上記3.を除く）
- ②下記の実績を有する者
 1. 入札（業務）説明書に定める実績を有する者。

第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が4億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、環境省管内に係る土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には手持ち業務量の契約金額の合計を2億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第8条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の3テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

1. 横山園地
三重県志摩市阿児町鶉方地内 北緯 34° 33' 19.02" 東経 136° 79' 96.54"

第9条 打合せ等

打合せは、下記の区切りにおいて行うものとし、回数は4回とする。

業務着手時の打合せ及び業務完了時打合せには、管理技術者が出席すること。

1. 業務着手時 1回
2. 業務中間時 2回
3. 業務完了時 1回

第10条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、4回を想定している。

第11条 業務計画書

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の2の定めのほか下記を記載する。

1. 安全管理

第12条 成果物の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：(以下、「要領」という) (国土交通省参照) に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で2部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びにPDF形式で出力したものを併せて納品のこと。
5. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

6. 成果品は、製本版(A4版ファイル綴1部、電子データ(DVD)2部を提出すること。

第13条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは、常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第14条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の1に示すとおりとする。

第 15 条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。
2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

第 16 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 17 条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（4）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

第 18 条 公開用成果品の作成

本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。

第 19 条 合同現地踏査の実施

受注者は、受注者の実施する現地踏査とは別に、調査職員と協議のうえ発注者と合同で現地踏査を実施するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

第 20 条 業務の進捗管理

受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表（様式自由）を作成・更新し、業務計画書提出時及び毎月 1 日に提出すること。

第 21 条 個人情報の取扱いについて

本業務は、「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第 22 条 旅費交通費について

1. 本業務の旅費交通費の算定にあたっては、積算上の基地は名古屋市役所を想定している。
2. 本業務は、積算上の基地から現地までは高速道路等の利用を見込んでいます。

第 23 条 成果品の照査

本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の 2 のとおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、設計業務共通仕様書 1.8 の 2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第 24 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 業務内容

第 25 条 業務の目的

本業務は、伊勢志摩国立公園横山展望台を訪れる観光客等の車両により、横山集団施設地区に渋滞が発生していることから、この渋滞を緩和させる対策について検討を行うものである。

第 26 条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、以下のとおりとする。
以下に示す技術基準以外の図書を使用する場合は、調査職員の許可を得ることとする。

- ・自然公園等施設技術指針（環境省）

第 27 条 渋滞対策の検討

横山地区の渋滞に関係する事例調査、関係機関へのヒアリング、来訪者へのアンケート調査を行い、検討に必要な情報及びデータを収集し整理する。また、関係者による検討会を開催し、役割分担・費用負担を含めた対策について合意を諮る。

1. 実施内容

(1) 計画準備

業務を実施するにあたり、関連資料等を収集し、業務計画書を作成する。

(2) ヒアリングの実施

関係機関（観光関係団体、交通事業者、地方自治体等）に対するヒアリングを行い、渋滞状況、渋滞原因や課題等を整理する。

(3) 利用状況・利用者意識等に関する調査

① 駐車場等の概要整理

既存資料及び現地調査により創造の森駐車場（104 台）、横山展望台駐車場（28 台）及び周辺道路（国道 167 号線から横山展望台駐車場まで L=2.2km）の状況を整理する。

② 調査計画

アンケート調査の実施計画を作成する。アンケート様式は、現地踏査を行い、駐車場の利用状況、駐車場利用者の意見を踏まえて実施計画を作成する。

調査方法は、一定の期間（1～2ヶ月）、横山展望台にてアンケート調査の QR コードを配布し、100 サンプル以上の調査結果の確保を想定している。

③ 調査実施

上記②で作成した調査計画に基づき調査を実施する。

④ 調査結果の整理・分析

上記③の調査結果を整理して、利用特性や利用者の意識に関する分析を行う。

(4) 渋滞対策の検討

① 渋滞対策(案)の立案

先進地の事例や上記（３）利用状況・利用者意識等に関する調査の結果を踏まえ、渋滞対策（案）を立案する。

なお、渋滞対策（案）は、３案程度とし、概算の整備費用、維持管理費用も計上する。

②渋滞対策（案）の比較評価

渋滞対策（案）を比較評価し、最適案を選定する。

（５）検討会の運営

上記（４）②の渋滞対策（案）の比較評価について、関係機関により構成する検討会を開催する。検討会の開催は、２回（９月、１１月）を想定している。

受注者において、検討会の日程調整や検討会の資料及び議事録を作成する。検討会は公開とし、会場は、横山ビジターセンター又は志摩市内の会議室を想定している（会場は発注者において用意する）。

検討会には、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を想定している。

（６）報告書作成

上記（１）～（５）をとりまとめ報告書を作成する。

第３章 その他

第 28 条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間成果の提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第 29 条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、管理技術者が立ち会うものとし、事前に立ち入りの範囲、日時、調査の内容等を調査職員に説明し、了解を得るものとする。

第30条 業務の追加について

1. 会議費用等

第27条の渋滞対策の検討に当たって、会議費用やアドバイザーへの謝金、旅費交通費が必要となる場合は、契約変更の対象とする。

2. 実施設計

第27条で選定した渋滞対策について、工事の実施設計が必要となる場合は、契約変更の対象とする。

第31条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議するものとする。

第32条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。